

山口県報

令和5年
4月21日
(金曜日)

目次

- 告示
歳入の収納の事務の委託（交通規制課）……………
- 公告
令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産振興課）……………
- 基本測量の実施（監理課）……………
- 基本測量の実施の終了（監理課）……………
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………

山口県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和五年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
パーキング・チケット発給手数料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社CGSコーポレーション
岩国市麻里布町三丁目一四番一四号

三 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間



（七九）令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和五年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 講習会の種別
家畜体内受精卵移植に関する講習会
- 二 開催場所
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
令和五年七月三日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）まで
- 四 受講者の予定人員
十人程度
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

区分	科	目
学 科	体内受精卵移植概論 受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植	
実 習	体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植	

- 七 受講申込書の提出期限
令和五年五月十九日（金曜日）
- 八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課（電話〇八三一九三三―三四三四）又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ
と。

(八〇) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市、萩市、長門市及び美祢市

三 作業の期間

令和五年五月二十二日から令和六年三月三十一日まで

(八一) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年四月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

岩国市、光市、柳井市、周南市及び田布施町

三 作業の期間

令和四年二月二十二日から令和五年三月二十日まで

一 作業の種類

基本測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、長門市、美祢市及び山陽小野田
市

三 作業の期間

令和四年六月一日から令和五年三月二十日まで



山口県公安委員会告示第十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等
の検定を次のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和五年八月一日（火曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和五年八月十九日（土曜日）

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和五年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

九 検定申請書を提出した警察署において交付する。
その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
貴重品運搬警備業務	二級	二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和五年八月一日(火曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和五年八月二十六日(土曜日)
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和五年五月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。